

第2章 第2次計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け

小平市子ども読書活動推進計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づいて作成した、小平市における子どもの読書活動の推進に必要な施策に関する計画です。

同法では、市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画は、国の子ども読書活動推進基本計画や都道府県子ども読書活動推進計画を基本とすることとしており、第二次東京都子供読書活動推進計画においても、「区市町村において、新たに推進計画を策定する際や、読書活動を推進していくに当たり、本計画の内容を踏まえることを期待するものです」とあることから、計画の策定に当たっては、国や都の計画を踏まえたものとします。

第2次小平市子ども読書活動推進計画においては、これらの計画を踏まえ、「学校図書館の充実」と「学校図書館と図書館の連携」に留意して策定することとします。

2 子どもの読書活動推進に関わる動き

(1) 国

国においては、計画改定が行われ、平成20年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」が閣議決定されています。今後おおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策が示されています。ここでは、多様な情報提供を通じた家庭における読書活動への理解の促進、地域における読書環境の格差の改善、「学校図書館整備計画」を踏まえた学校図書館標準の達成を目指した図書整備、司書教諭の発令の促進など、家庭、地域、学校それぞれにおける具体的取組について整理した内容となっています。

(2) 東京都

東京都は、平成21年3月に「第二次東京都子供読書活動推進計画」を策定しています。この計画は、「第一次東京都子ども読書活動推進計画」の課題を踏まえ、子どもの年代によって読書活動の課題が異なることから年代別に基本方針に則った取組を設定しています。

学校を対象とした方針では、読書を「指導の重点」と位置付け、読書指導計画を策定するなど組織的な取組の徹底を図ることに加え、未読者を中心とした児童・生徒一人一人への取組を行うとしています。また、区市町村・各学校に向けて情報提供を行うことをうたっています。乳幼児のいる家庭を対象とした方針では、絵本の読み聞かせに関する情報を提供するなど、乳幼児のいる家庭への啓発・支援を進めるとしています。更に取組状況を定期的に確認し、成果の達成状況を検証していくこととしています。

3 基本目標

第1次計画の取組の成果と課題に重点を置き、学校図書館の充実と学校図書館と市立図書館の連携の充実を図ると共に、情勢の変化等を踏まえ、次の基本目標の下、引き続き子どもの読書活動の推進に取り組みます。

- 学校・家庭・地域が連携を取り合いながら、子どもの生活の中に読書が位置付けられるように読書機会の充実に努めます。
- 子どものより良い読書環境の整備に努め、子どもの身近にいつも本があるように本の整備を進めます。
- 読書に関わる活動を行っている地域の団体等を支援するとともに、読書活動を支援するボランティア等の育成を図ります。
- 資料や情報の相互利用や共同事業の実施等を図るため、関係機関との連携・協力活動を推進します。
- 読書活動への理解を深めるために、子ども読書活動の意義や推進についての啓発事業を行い、情報提供に努めます。
- 計画に基づく取組の推進状況を定期的に検証するとともに、子どもの読書をめぐる状況を踏まえながら、各事業を実施していきます。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成22年度から26年度までの5年間とします。

5 計画の対象

本計画の対象は、0歳からおおむね18歳までとします。